

議案第37号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引下げを行うため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要がある。

令和3年11月29日原案 可 決